

30文科高第1172号  
平成31年3月25日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 短 期 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
各 都 道 府 縿 知 事 殿  
各 都 道 府 縍 教 育 委 員 会 教 育 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 劳 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長  
清 水 明

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
伯 井 美 徳

(印影印刷)

### 経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知について（通知）

このことについては、平成30年2月9日付け29文科高第961号で通知しているところです。このところ、我が国経済は緩やかに回復していますが、一方で、依然として経済的に厳しい状況にある学生等も少なくありません。については、下記の高等教育段階における各種経済的支援策について、各都道府県知事におかれましては、所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会及び所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、国立大学長におかれましては、管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれましては、所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

#### 記

- 1 経済的理由により修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が大学等奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等には、緊急採用奨学金（無利子）及び応急採用奨学金（有利子）の申込みを随時受け付けていますほか、各大学等においても既に授業料減免等の支援策を実施されていると承知しています。進級に当たり授業料等の納付が困難な学生等、支援を必要とする学生等やその保護者がこれら支援策を活用できるよう、その具体的な内容及び利用方法について、下記3、4や別添資料を御参照の上、学生等やその保護者への周知を図るよう、よろしくお願いします。
- 2 入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶

予等の弾力的な取扱いを図り、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しても、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の活用について周知を図るなど、きめ細やかな配慮をお願いします。

- 3 2019年度予算案においては、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、学生等が安心して学ぶことのできる環境を整備するため、①給付型奨学金制度の着実な実施や、②無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の着実な実施を行うとともに、③奨学金の利用等についての理解を促進するためスカラシップ・アドバイザーを高校等へ派遣するなど、大学等奨学金事業の充実を図ることとしています。
- 4 専修学校専門課程（専門学校）については、上記の給付型奨学金を含む大学等奨学金事業による支援に加えて、2019年度予算案においては、2018年度に引き続き、経済的理由により修学困難な専門学校生に対する効果的な修学支援策を検討するため、「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を実施することとしています。
- 5 政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において決定された「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等に基づき、本年の通常国会へ法案を提出しました。  
新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。（平成31年1月11日付け30文科高第954号「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）」参照）

なお、真に支援が必要な住民税非課税世帯とそれに準する世帯の学生等を対象として新たに支援を行うこととなるため、現在実施している授業料等減免に対する運営費交付金や私学助成による国の支援は、新たな支援制度の趣旨に鑑み、2020年度から支援が重複する部分については見直しを行うことが考えられます。

（添付書類）

- 1 大学生等に対する経済的支援制度
- 2 高等教育進学サポートプラン
- 3 奨学金事業の概要<2019年度予算案>
- 4 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業
- 5 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）

本件担当

（全体）

高等教育局学生・留学生課法規係  
電話 03-5253-4111（内線3050）

（専修学校）

総合教育政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室  
電話 03-5253-4111（内線3280）

## 大学生等に対する経済的支援制度（平成31年度）

### 【独立行政法人日本学生支援機構による大学等奨学金事業】

#### ○第一種奨学金（無利子貸与）

特に優れた学生等で、経済的理由により著しく修学が困難な人に貸与します。平成31年度は、平成29年度に実現した貸与基準を満たす希望者全員への貸与、及び低所得世帯の子供たちについての成績基準の実質的撤廃を引き続き実施します。

貸与月額：学生等が選択（例）私立大学自宅通学の場合〔2万円、3万円、4万円、5、4万円〕

#### ○第二種奨学金（有利子貸与）

在学中は無利子、卒業後は年3%を上限とする利子がつきます。第一種よりもゆるやかな基準によって選考されます。平成28年10月から、貸与利率の下限を0.1%から0.01%に引き下げるにより返還時の利息負担の軽減を図りました。

平成31年1月に貸与を終了した者の貸与利率

利率見直し方式（5年毎）……0.01%、利率固定方式……0.22%

貸与月額：学生等が選択〔2～12万円までの間で1万円単位〕

#### ○給付型奨学金

平成31年度に大学等へ進学する人の中で、住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす人に給付を行います。また、児童養護施設退所者等の社会的養護が必要な人には入学金相当額24万円を追加給付します。

給付月額：私立自宅外生 4万円

国公立自宅外生・私立自宅生 3万円

国公立自宅生 2万円

#### ○入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

第一学年において奨学金の貸与を受ける人は、希望により入学後第1回目の振込時に、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から選択した金額を増額して貸与を受けることができます。

#### ○緊急採用奨学金（無利子）・応急採用奨学金（有利子）

家計の急変（家計支持者が失職、病気、事故、災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合には、年度途中でも随時採用を行いますので、在学している大学等の奨学金窓口に相談してください。

#### ○所得連動返還型奨学金制度

平成29年度進学者から、返還月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度を導入し、所得が低い間は月2千円からの返還を可能とすることで、奨学金の返還負担の更なる軽減を図っています。

#### ○大学院業績優秀者免除制度

平成30年度進学者より、博士課程の大学院業績優秀者免除制度の拡充を行い、博士後期課程学生の経済的負担を軽減し、進学を促進しています。

※ 大学等奨学金事業に関する詳細は日本学生支援機構のホームページをご参照ください。  
(<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)

## 【各大学等における経済的支援措置】

### ○授業料減免等

経済的理由により、授業料等の納付が困難な人に対して、減免措置や納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを行っています。

### ○その他（奨学金等）

各大学等において、独自の奨学金制度を実施している場合があります。また、財団法人等の民間団体においても各種の奨学金事業が行われています。

※ 各大学等における授業料減免等や独自の奨学金制度について、日本学生支援機構のホームページにおいて情報提供しています。

([http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku\\_chosa/gakunaisyougakukin.html](http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/gakunaisyougakukin.html))

※ 上記を含め、各大学における経済的支援措置の詳細については、直接各大学にお問い合わせください。

## 【厚生労働省施策】

### ○生活福祉資金（教育支援資金）貸付

非課税世帯相当の世帯に対し、各都道府県社会福祉協議会より、入学に際し必要な経費（50万円以内）及び就学するために必要な経費（月額6、5万円以内（大学の場合※））を無利子で貸与します。

※特に必要と認める場合は、上記上限額の1、5倍まで貸付可能。

### ○母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子・父子家庭等に対し、各都道府県・指定都市・中核市が、37～59万円以内で入学に必要な資金（就学支度資金）及び月額6、75～9、6万円以内で修学に必要な資金（修学資金）を無利子で貸与します。

また、平成30年度から、大学院へ就学する場合の貸付を行っています。

### ○進学準備給付金

生活保護受給世帯の子供のうち、高等学校等を卒業し、大学等に進学するため生活保護世帯から脱却することとなるものに対し、自宅通学の場合10万円、自宅外通学の場合30万円を給付する。

# 高等学校進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学生事業の大幅拡充～

- ①意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することができないよう、進学を後押しします。  
②誰もが安心して返還できるよう、支援を充実します。  
③安心して奨学生を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学を妨げられない！～多様なメニューで進学を後押し～

## 給付型奨学生の創設 (H30～本格実施)

対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

◆ 在籍する高校長による推薦

※JASSOが示す方程式(1)を踏まえ、各高校等で推薦基準を作成

◆ 給付額：月額2万円(国公立・自宅)

3万円(国公立・自宅外／私立・自宅)

4万円(私立／自宅外)

◆ 給付規模：進学者2万人

### 入学時の負担をサポート

◆ 日本国学生支援機構(JASSO)「給付型奨学生」(給付)

・児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付

◆ JASSO「入学時特別増額賞与奨学生」(有料子)

◆ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)

◆ 都道府県等「母子父子家庭福祉資金貸付金」(無利子)

◆ 日本国学生支援機構は、無利子奨学生の成績基準を実質的に撤廃

◆ 従来の要件(群衆平均値3.5以上)を満たさなくとも借りられます。

低所得世帯は、無利子奨学生の成績基準を実質的に撤廃

◆ 従来の要件(群衆平均値3.5以上)を満たさなくとも借りられます。

◆ 賞与基準を満たす希望者全員が無利子奨学生を借りられるよう、平成

29年度から事業規模を大幅に拡充しています。

### 大学授業料等の全部又は一部を免除

◆ 低所得世帯など一定の家計・学力基準を満たす学生について、授業

料等の全額又は一部が免除されます。(基準等は各大学によって異なり

ますので、詳しくは各大学の情報をご確認ください。)

### 「スカラシップ・アドバイザー」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置

- ◆ 学生や保護者が奨学生を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、制度の周知と連携がな学生サポートを行います。

# 大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくります。

## 入学時

### ◆日本学生支援機構

#### 「給付型奨学生金」「給付」

・対象：児童養護施設退所者等

・金額：24万円

### ◆都道府県社会福祉協議会

#### 「生活福祉資金(教育支援資金)貸付

・対象：低所得世帯

・金額：10/20/30/40/50万円より選択

### ◆都道府県社会福祉協議会

#### 「生活福祉資金(教育支援資金)貸付

・対象：非課税世帯相当

・金額：入学に際し必要な経費(50万円以内)

◎問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等

### ◆都道府県等「母子父子等扶助資金貸付金

・対象：母子・父子家庭等

・金額：入学に際し必要な経費(37～59万円以内)

◎問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等

## 在学中

### ◆日本学生支援機構

#### 「給付型奨学生金【給付】」

・対象：非課税世帯

・金額：月額2～4万円

### ◆日本学生支援機構

#### 「第二種(無利子)奨学生金」

・対象：一定の条件・手当を受けたす者

・金額：月額2～6.4万円

### ◆日本学生支援機構

#### 「第三種(有利子)奨学生金」

・対象：一定の条件・手当を受けたす者

・金額：月額2～12万円(運送会社)

### ◆国立大学・高等専門学校の授業料減免者

#### 「扶助」

・対象：一定の条件・手当を受けたす者

・金額：(全額)6.7万／人／年(129万円/年)

### ◆国立大学・高等専門学校の学生寮の宿泊料金免除者

#### 「扶助」

・対象：一定の条件・手当を受けたす者

・金額：(全額)6.7万／人／年(129万円/年)

### ◆都道府県社会福祉協議会

#### 「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」「無利子」

・対象：同上

・金額：6.5万円以内(大学の場合)

※機持の授業料不足の場合は、上記金額の1.5倍まで貸付可。  
※持に必要とする場合、上記金額の1.5倍まで貸付可。

### ◆都道府県等「母子父子等扶助資金貸付金

#### 「修学資金貸付」

・対象：同上

・金額：月額6.75～9.6万円以内

△これらの方、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)があります。

## 卒業後

### ◆日本学生支援機構

#### 「無利子」

・対象：多くの人の貯蓄による融資を利用可。

・金額：月額(平成20年度)2,000円

### ◆日本学生支援機構

#### 「第三種(無利子)奨学生金」

・対象：一定の条件・手当を受けたす者

・金額：月額2,000円

### ◆日本学生支援機構

#### 「第三種(無利子)奨学生金」

・対象：一定の条件・手当を受けたす者

・金額：月額2,000円

### ◆日本学生支援機構

#### 「第三種(無利子)奨学生金」

・対象：一定の条件・手当を受けたす者

・金額：月額2,000円

### ◆日本学生支援機構のウェブサイト

△日本学生支援機構のウェブサイト  
([http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku\\_dantaiseto/index.html](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseto/index.html))において、各大学・地方公共団体・民間等学生支援実績団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。

△上記のほか、地方公共団体が行う地方志願者促進のための無利子奨学金選奨免除の仕組みがあります。平成29年12月現在24道府県等で実施しています。  
<http://www.jasso.go.jp/stogakukin/chihoshien/sosei/index.html>

# 大学等奨学生事業の充実

<2019年度予算案>

- 事業概要
- ①給付型奨学生制度の着実な実施
  - このため、②無利子奨学生の希望者全員に対する貸与の着実な実施
  - ③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備

2019年度予算案	1,272億円
(前年度予算額)	1,161億円)

1 給付型奨学生制度の着実な実施 基金：140億円(35億円増)

2 無利子奨学生の希望者全員に対する貸与の着実な実施

区分		無利子奨学生	有利子奨学生
貸与人質	※2017年度に拡充した折返貸与者4,47万人の枠を引き継ぎます。 〔他の既往学生等分1千人〕	56万4千人	76万5千人
事業費	3,715億円(131億円増) 〔他の既往学生等分9四円〕	3,029億円 財政融資資金 50億円	6,762億円(9億円減)
うち 一般会計等			
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅を選択の場合) 2,3,4,5,4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2~12万円の1万円単位	
貸与基準 〔2019年度 採用基準〕	・高校評定平均値 3.5以上(学年採用時) 等 ・成績高率を実質的に勘案 〔生民部が選択世帯の学生等〕	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有する ③学修履歴がある	
合計	家計収支は家庭構成等による(子供1人~3人世帯の場合)	一定年次(870~1,670万円)以下	
遅延期間	一定年次(700~1,250万円)以下 <所得超過遅延を適用した場合> ・卒業後の所得に応じて支拂	卒業後20年以内 (元利均等返還)	
遅延利率	無 利 子	上限3%(在学中は無利子) (2018年11月償与終了后)	
		利軍見直し 0.01%	利軍固定 0.33%

3 新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備

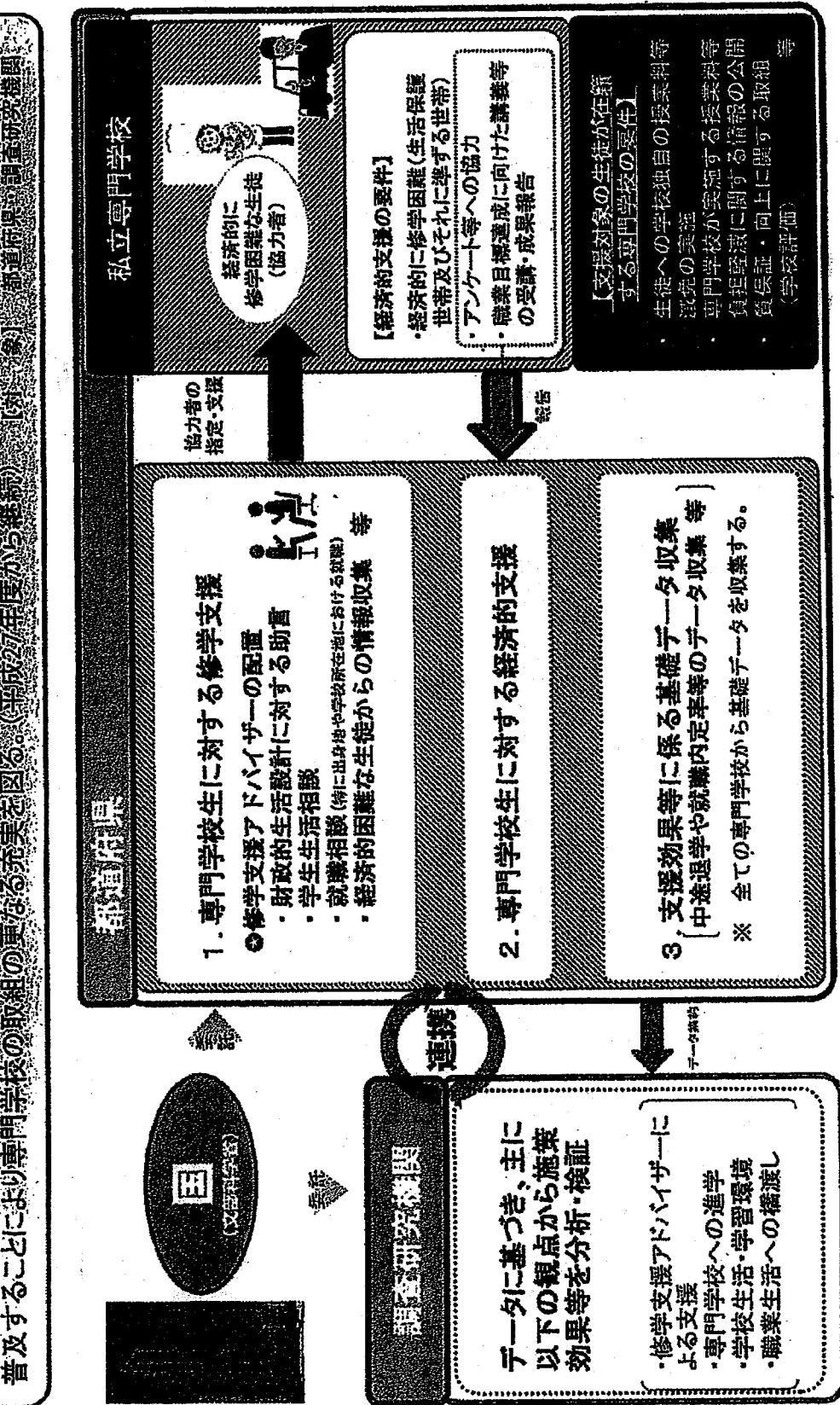
2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

事業研究実証する方針に在る支擧的経済的な結果への學生門學事

2019年度予算額(実) 175百万円  
(前年度予算額 179百万円)

卷之三



## 経済的支援を実施するまでの生徒・専門学校の要件

本居宣長

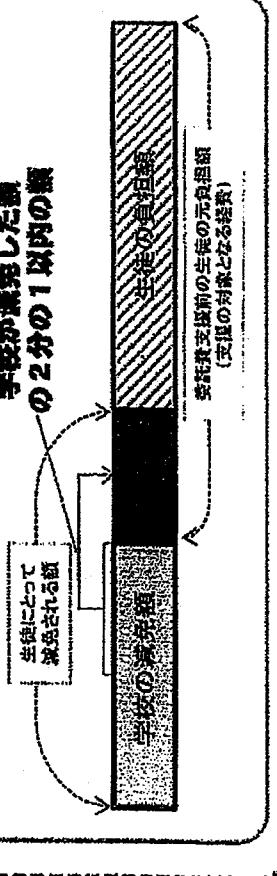
## 校の要件

- ◆に掲げるいすれかの世帯の生徒である上。
  - ①生吉世帯の生徒
  - ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
  - ③所得税非課税世帯の生徒
  - ④保護者世帯の生徒

（次に引ける事件をさくまで新規申請で本部へ



支授金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



本パートナーは、業界が主導する「上級会員」の場合は、1/4の割合で、支払額が100万円用

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★バーン②学校が負担した授業料減免額の2分の1が支払上限額を超えるパターン  
学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支払上限額を超えるため、支払上限額である25万円(B)を支払料金により支渡し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)へと減らす。



委託費支授前の生徒の元負担額(C)

写

30文科高第954号  
平成31年1月1日

各 国 立 大 学 法 人 学 長  
 各 学 校 法 人 理 事 長  
 各 公 立 大 学 法 人 理 事 長  
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
 放 送 大 学 学 園 理 事 長  
 大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
 各 都 道 府 県 知 事  
 各都道府県教育委員会教育長  
 厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
 厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長

清水



(印影印跡)

文部科学省高等教育局長

森本 博司



(印影印跡)

## ・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）

文部科学省では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、本年10月に予定される消費税率引き上げによる增收分の一部を財源とする高等教育無償化の制度について検討してきたところですが、今般、政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されましたので、お知らせいたします。

本方針においては、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしており、一定の要件の確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に入学・在学している学生が支援対象となります。

また、授業料及び入学金の減免については、大学等が実施することとしており、減免に要する費用について、方針に記載の上限額まで公費から支出することとしております。

大学等の要件の確認は、国公立の大学等（独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校を含む。）については設置者である國や地方公共団体が、私立の大学等については所轄庁である文部科学大臣又は都道府県知事が行うこととしています。

今後は、本方針に基づき、本年の通常国会への法案提出を予定しています。新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。

各大学、短期大学、高等専門学校の設置者におかれましては、本件について、設置する各学校及び学内の関係部署に対して周知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれましては、設置又は所轄する専修学校に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、所管の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学法人学長におかれましては、管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管局長におかれましては、所管の専修学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

添付しております本方針、方針の概要、参考資料等を文部科学省の下記ホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページ（※）に掲載しておりますが、今後の検討状況についても隨時お知らせしていく予定です。

※ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

なお、本件に関するお問合せは、下記の宛先にメールにて御連絡ください。

(本件問合せ先)
<方針について>
文部科学省 高等教育局 高等教育段階の教育費負担軽減制度プロジェクトチーム 電話：03-5253-4111(代波) (内線3496、3605、3956、2975) e-mail: qatutankeigen@mext.go.jp
<専修学校に関することについて>
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 電話：03-5253-4111(代波) (内線3956、2975) e-mail: 同上

写

30文科高第954号  
平成31年1月11日

各 都 道 府 県 知 市 事  
各 指 定 都 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
附 属 高 等 学 校 (中 等 教 育 学 校 後 制 课 程 を 含 む)  
を 除 く 各 國 公 立 大 学 法 人 学 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た  
各 地 方 公 共 団 体 の 長

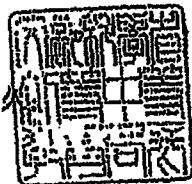
殿

文部科学省総合教育政策局長  
清水



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
永山 賀久



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
森本 博



(印影印刷)

高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）

文部科学省では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、本年10月に予定される消費税率引上げによる増収分の一部を財源とする高等教育無償化の制度について検討してきたところですが、今般、政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されましたので、お知らせいたします。

本方針においては、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に進学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対応に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしており、一定の要件の確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程を置くものに限る。）に入学・在学している学生が支援対象となります。

今後は、本方針に基づき、本年の通常国会への法案提出を予定しています。新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。

支援対象となる学生は、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲が確認されることが必要となります。

また、給付型奨学金の予約採用手続は、進学前の高校三年生等を対象として本年の夏以降に実施する予定です。これまで経済的事情により進学を断念せざるを得なかった生徒にも進学の機会を確保できることとなる新たな支援措置の内容について、高等学校段階における進路指導と併せて周知をお願いします。

各都道府県知事及び各指定都市市長におかれましては、本件について、所轄の高等学校等（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、城内の高等学校等を設置する市町村教育委員会教育長及び所管の高等学校等に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれましては、所管の高等学校等に対して、各國公立大学法人学長におかれましては、その管下の高等学校等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

添付しています本方針、方針の概要、参考資料等を文部科学省の下記ホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページ（※）に掲載しておりますが、今後の検討

状況についても随時お知らせしていく予定です。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

なお、本件に関するお問合せは、下記の宛先にメールにて御連絡ください。

(本件問合せ先)

<方針について>

文部科学省

高等教育部 高等教育段階の教育費負担額減新制度プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3496、3506、3956、2975）

e-mail: qsfutankeigen@mext.go.jp

<高等学校の進路指導に関するごとについて>

文部科学省 初等中等教育局

児童生徒課

電話：03-5253-4111（代表）（内線 4728）

e-mail: career@mext.go.jp

<高等専修学校に関するごとについて>

文部科学省 総合教育政策局

生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2916）

e-mail: syosensy@mext.go.jp